

行田市公立学校適正規模・適正配置
の基本方針及び再編成計画

平成31年3月
行田市教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	小・中学校の状況	2
	(1) 児童生徒数と学校数の推移	
	(2) 学校別の児童生徒数と学校数の推移	
	(3) 児童生徒数の将来推計	
3	再編成の方針と基本的な考え方	6
4	小中一貫教育推進のための学校再編	8
	(1) 小中一貫教育とは	
	(2) 小中一貫教育が求められている要因	
	(3) 行田市に見られる学校教育上の課題	
	(4) 行田市が推進する小中一貫教育	
	(5) 小中一貫教育の施設形態	
	(6) 義務教育学校とは	
5	学校の適正規模を目指す学校再編	11
	(1) 現在の小中学校の規模	
	(2) 学校の小規模化に伴う課題	
	(3) 適正規模・適正配置の基本的な考え方	
	(4) 適正規模化を行う上での留意点	
6	まちづくりとしての学校再編	14
	(1) 学校施設の役割	
	(2) 学校施設跡地の活用	
	(3) 公共施設マネジメント計画（平成 31 年策定）・長寿命化対策	
7	特色ある学校としての学校再編	15
	(1) 地域のよさを生かした魅力ある学校づくり	
	(2) 地域とともにある学校を目指す「学校運営協議会」	
8	具体的な適正規模・適正配置	16
	(1) 各地域の再編成	
	(2) 学校再編成の進め方	

1 はじめに

現在、小中学校が抱える課題として、学力・学習意欲の向上に加え、「中1ギャップ」と呼ばれる新たな環境に適応できないことに起因するいじめや不登校の増加などが挙げられています。

こうした課題に対応し、さらに、子供たちの「自立的に生きる力」「未来のより良い社会を創造する担い手となる資質」を育むには、家庭・地域の理解と協力を得ながら、義務教育9年間を見通した学びの体系に基づく連続性を重視した教育の実践が求められています。具体的には、小学校から中学校への進学時に生じる環境変化を緩和するための小中連携・接続のあり方を見直し、子供たちが目標を持ち、自ら学びに向き合えるよう、小中一貫教育や義務教育学校の取組や研究が進められています。

こうした中、本市における児童生徒数は、昭和60年のピークから、その後の急激な少子化や社会減の影響により現在は半数以下に減少し、小中学校の小規模化が進んでいます。全庁的な人口減少対策として「行田市まち・ひと・しごと総合戦略」に基づく各種施策に取り組んでいますが、それでも、児童生徒数の減少は避けられず、適正な学校規模の維持は、ますます困難になることが予想されます。

本市では、公立小中学校における学習環境の向上を目指し、これまで教育特区制度を活用した「少人数学級編制」や「小学校英語活動」のほか、「教室へのエアコン設置」や「トイレのきれい化」など、ソフト・ハード両面にわたり、子供たちが集中して学習に向き合える環境整備を先進的に行ってきました。

しかしながら、小中学校の小規模化に加え、昭和40年代から50年代に建設された多くの学校施設は老朽化が進み、一斉に更新時期を迎えることから、その財政負担に対応することも困難な状況にあるといえます。

学校教育においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの能力や資質を伸ばしていくことが重要であり、小中学校では一定の集団規模が確保されることが望ましいものと考えられます。

平成20年度に策定した「行田市公立学校再編成計画」では、過小規模校での複式学級編制の解消・回避を目指し、一部の小学校において再編成に取り組みましたが、実現に至らなかった経緯があります。

その反省も踏まえ、より良い学習環境の確保のための小中一貫教育を推進する必要性を認識するとともに、少子化等の社会的な背景から現状と課題を整理し、全市的な視点で小中学校の学級等の規模と配置の適正化について検討し、「行田市公立学校適正規模・適正配置の基本方針及び再編成計画」として取りまとめました。

2 小・中学校の状況

(1) 児童生徒数と学校数の推移

本市における児童生徒数は、昭和60年度の12,724人をピークに、その後年々減少し、平成30年度は5,828人となっています。これは、ピーク時である昭和60年度の45.8%です。

○ 市立小・中学校の児童生徒及び学校数の推移（経緯）

	1985 (S60) 33年前	1995 (H7) 23年前	2005 (H17) 13年前	2010 (H22) 8年前	2015 (H27) 3年前	2018 (H30) 現在
総人口	83,187	90,427	88,815	85,786	82,113	81,751
0～14歳人口 人口比	19,496 23.4%	15,416 17.0%	12,040 13.6%	10,777 12.6%	9,475 11.5%	9,050 11.1%
小学校（児童数） 対1985年比	8,497 —	6,532 ▲23.1%	5,013 ▲41.0%	4,556 ▲46.4%	4,108 ▲51.7%	3,777 ▲55.5%
中学校（生徒数） 対1985年比	4,227 —	3,639 ▲13.9%	2,659 ▲37.1%	2,384 ▲43.6%	2,167 ▲48.7%	2,051 ▲51.5%
小中学校計 対1985年比	12,724 —	10,171 ▲20.1%	7,672 ▲39.7%	6,940 ▲45.5%	6,275 ▲50.7%	5,828 ▲54.2%

(2) 学校別の児童生徒数と学級数の推移

ここ10年間の学校別の児童生徒数は、すべての学校において減少しており、減少率で見ると最大で32.7%（太田東小）、中学校は最大で42.9%（見沼中）になっております。

また、学級数は、最大7学級減少しており、すべての学年でクラス替えができる学校も17校から13校に減っております。

○ 各小学校の児童数の推移(過去10年)

学校名	平成20年度A	平成25年度	平成30年度B	増減B-A
	児童数(学級数)	児童数(学級数)	児童数(学級数)	児童数(学級数)
東小	438(15)	407(14)	382(12)	▲56(▲3)
西小	655(23)	533(18)	480(18)	▲175(▲5)
中央小	516(20)	438(15)	398(13)	▲118(▲7)
南小	382(16)	360(13)	299(12)	▲83(▲4)
北小	489(17)	453(16)	371(13)	▲118(▲4)
北河原小	47(4)	44(4)	32(3)	▲15(▲1)
荒木小	161(6)	158(6)	140(6)	▲21(±0)
須加小	72(6)	60(6)	54(5)	▲18(▲1)
埼玉小	304(13)	290(12)	271(12)	▲33(▲1)
星宮小	85(6)	70(6)	72(6)	▲13(±0)
太田西小	303(12)	271(11)	257(11)	▲46(▲1)
太田東小	110(6)	98(6)	74(6)	▲36(±0)
下忍小	99(6)	108(6)	89(6)	▲10(±0)
泉小	510(18)	477(17)	472(17)	▲38(▲1)
桜ヶ丘小	314(12)	281(12)	225(9)	▲89(▲3)
南河原小	239(11)	206(9)	161(6)	▲78(▲5)
合計	4,724(191)	4,254(171)	3,777(155)	▲947(▲36)

○ 各中学校の生徒数の推移(過去10年)

学校名	平成20年度A	平成25年度	平成30年度B	増減B-A
	生徒数(学級数)	生徒数(学級数)	生徒数(学級数)	生徒数(学級数)
忍中	446(15)	440(14)	338(12)	▲108(▲3)
行田中	352(12)	258(9)	278(9)	▲74(▲3)
長野中	535(18)	495(15)	467(15)	▲68(▲3)
見沼中	210(8)	116(5)	120(5)	▲90(▲3)
埼玉中	168(6)	148(6)	148(6)	▲20(±0)
太田中	207(9)	185(7)	185(6)	▲22(▲3)
西中	471(16)	460(15)	403(13)	▲68(▲3)
南河原中	128(6)	133(6)	112(5)	▲16(▲1)
合計	2,517(90)	2,235(77)	2,051(71)	▲466(▲19)

(3) 児童生徒数の将来推計

人口減少と少子化の流れは、今後も進展する傾向にあり、児童生徒数の減少に伴う学校の小規模化がさらに進むと考えられます。

なお、平成30年5月1日現在の住民基本台帳に基づくと、2025年度の児童生徒数は、4,953人まで減少し、ピーク時の38.9%となることが予想されており、小学校では3,240人（平成30年度比で537人、14.2%の減少）となり、中学校では1,713人（平成30年度比で338人、16.5%の減少）となることが予想されています。

○ 市内小・中学校の児童生徒及び学校数の推移（見込み）

	2018	2020	2025	2030	2035	2040	2045
	現在	2年後	7年後	12年後	17年後	22年後	27年後
総人口	81,751	80,971	77,979	75,081	71,879	68,527	65,241
		77,978	73,376	68,393	63,109	57,653	52,349
0～14歳人口	9,050	8,880	8,313	8,152	7,998	7,979	8,028
人口比	11.1%	11.0%	10.7%	10.9%	11.1%	11.6%	12.3%
		8,238	7,187	6,355	5,605	5,015	4,465
		10.6%	9.8%	9.3%	8.9%	8.7%	8.5%
小学校（児童数）	3,777	3,588 ▲ 5.0%	3,251	3,188	3,128	3,121	3,140
対2018年比			▲ 13.9%	▲ 15.6%	▲ 17.2%	▲ 17.4%	▲ 16.9%
			3,240	2,776	2,481	2,239	1,992
			▲ 14.2%	▲ 26.5%	▲ 34.3%	▲ 40.7%	▲ 47.3%
中学校（生徒数）	2,051	1,994 ▲ 2.8%	1,791	1,757	1,723	1,719	1,730
対2018年比			▲ 12.7%	▲ 14.3%	▲ 16.0%	▲ 16.2%	▲ 15.7%
			1,713	1,549	1,328	1,186	1,070
			▲ 16.5%	▲ 24.5%	▲ 35.3%	▲ 42.2%	▲ 47.8%
小中学校計	5,828	5,582 ▲ 4.2%	5,043	4,945	4,852	4,840	4,870
対2018年比			▲ 13.5%	▲ 15.2%	▲ 16.7%	▲ 17.0%	▲ 16.4%
			4,953	4,325	3,809	3,425	3,062
			▲ 15.0%	▲ 25.8%	▲ 34.6%	▲ 41.2%	▲ 47.5%

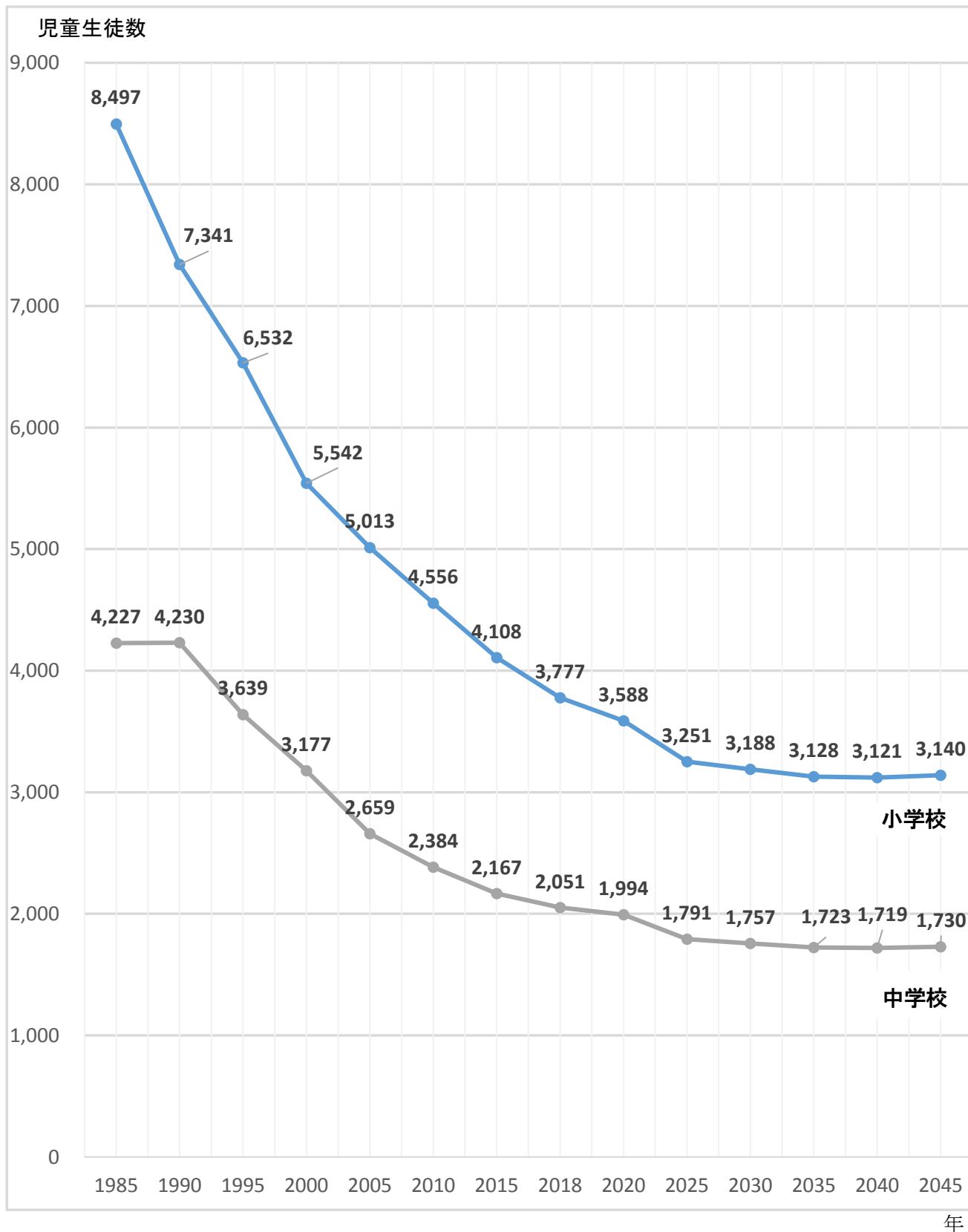
※ 上段：行田市まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」（H27年12月策定）の目標値

下段：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（H30推計）」

※ 児童数・生徒数の推計は、2025年度までは住民基本台帳により現在の未就学児が入学する者の実数をもとに、長期的には0～14歳人口の増減率により算出。

児童生徒数の推移・予測

行田市においては、人口減少対策として、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく各種施策を実施することにより、同人口ビジョンにおいて目標値を設定しています。そのため、本計画において、再編成を検討するに当たっては、この人口ビジョン目標値から予測した児童生徒数を使用することとします。



3 再編の方針と基本的な考え方

— 子供たちの未来を託し、地域の特色を生かした学校再編プラン —

行田市教育委員会では、「未来をひらく人材と文化を育むまちづくり」の教育大綱（平成27年策定）のもと、確かな学力、豊かな人間性、健やかな心と体をバランスよく育み、主体的に学び考える「生きる力」を育成することを目指し「うきしろの教育プロジェクト」（美しく豊かな心をつなぐ・行田の文化をつなぐ・真剣な学びをつなぐ・ロマンと未来をつなぐ）を推進しています。

また、行田の未来を担う子供たちが、「温故知新」の学びの中で、行田の自然・歴史・文化など、地域の特色を生かした教育を通して、豊かな体験や交流活動を重ね、学習意欲を高め、郷土愛を育んできました。

現在、各学校では、学校運営協議会や学校応援団など地域の教育力と協働し、ともに育てたい子供像を共有して、「地域とともにある学校づくり」を推進しています。

今後も、新学習指導要領（小学校2020年度～・中学校2021年度～）に掲げられた「社会に開かれた教育課程」の実現にあたっては、家庭や地域との緊密な連携が不可欠であり、なかでも、学校再編には、地域の特色を生かし、地域づくりを起点とした構想が必要であると考えます。

そこで、学校再編を考える際の基本的な考え方を、次のとおり定めます。

小中一貫教育を推進させる学校再編

「一人一人のよさを伸ばす学校づくり」

- 学力向上を目指す小中一貫教育
- いじめ・不登校の解消を目指し、豊かな心を育む小中一貫教育
- 教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を目指す小中一貫教育

学校規模の適正化を進める学校再編

「教育効果を高め、子供の未来を託す学校再編」

- 課題解消と教育効果を高める再編
- 学校の活性化を図る再編
- まちづくり・地域の文化や伝統に寄与する再編

子供たちの未来を託し、地域の特色を生かした学校再編プラン

「スポーツ・文化・防災拠点としての充実を目指すまちづくり」

- 地域産業や文化振興施設として活用
- 防災拠点としての活用
- 放課後子ども教室や学童保育室など、子育て支援としての活用

地域に根差すまちづくりを進める学校再編

「地域のよさを生かした魅力ある学校」

- 地域文化の伝承・発展に貢献する学校
- 学校運営協議会を生かした学校経営
- ふるさと行田への誇りと郷土愛を育む「ふるさと教育」を充実する学校

特色ある学校を構築する学校再編

学校の再編指針 温故創生

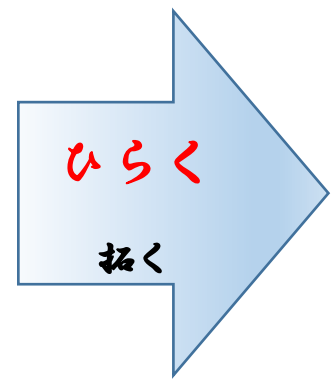
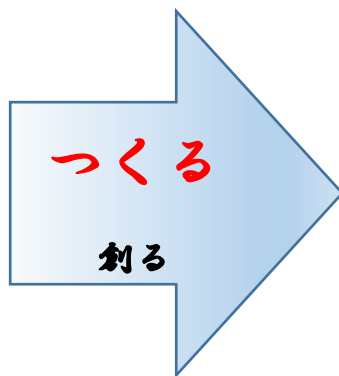
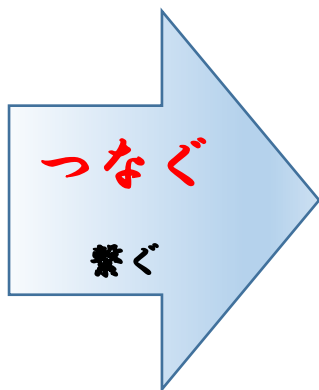
———— ふるきをたずね、共に、新しきを生み出す ————

これまで行田市は「温故知新の学び」を推進し、ふるさと行田の自然や歴史、文化を生かした特色ある学校教育とともに、時代の求める先進的な研究（少人数指導・英語活動等）や新たな挑戦・課題解決（学力向上・いじめ・不登校対策等）に取り組んできました。

これまでの貴重な実践研究の成果を礎に、さらにふるさと行田への誇りと郷土愛を育み、未来の行田を担う児童生徒を育成するため、保護者や地域とともに共育・協働する新たな行田市教育の創造を推進します。

そこで、学校再編の基本的な考え方を実現するための指針を「温故創生」という言葉で表しました。これまでの教育成果や地域の伝統・特色を生かし、保護者や地域の方々とともに新しきを生み出すという意味を込めて「温故創生」としたものです。

また、キーワードとして、「つなぐ」（これまでの歴史や文化、取り組みや力をつなぐ）、「つくる」（地域や保護者とともにつくる）、「ひらく」（ふるさと行田の未来をひらく）の三つを掲げ、四つの基本的な考え方「小中一貫教育を推進させる学校再編」、「学校規模の適正化を進める学校再編」、「特色ある学校を構築する学校再編」、「地域に根差すまちづくりを進める学校再編」を一つの流れにまとめ、より良い教育環境を目指していきます。



互いにつなぐ

- ・ 自然、歴史、文化
- ・ 風土、風習
- ・ 願い、思い、希望
- ・ 小中一貫教育

共に創る

- ・ 地域・保護者との連携・協働
- ・ 学校運営協議会機能の充実
- ・ 地域とともにある学校づくり
- ・ 地域コミュニティの創造

未来を拓く

- ・ 「ふるさと行田」への誇りと郷土愛
- ・ アイデンティティーの確立と多文化共生
- ・ 地域の未来を託す土台づくり
- ・ 多様な主体による地域社会づくり

《継承・系統・広域化》

《共育・協働》

《主体性・共助・まちづくり》

4 小中一貫教育推進のための学校再編

(1) 小中一貫教育とは

小中一貫教育とは、小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

※小中一貫教育の導入状況調査(2017年3月文部科学省)より

(2) 小中一貫教育が求められている要因

- ① 義務教育の目的・目標が創設されたこと
 - ・ 義務教育9年間の全体像を把握し、系統性・連続性に配慮した教育活動の推進
- ② 教育内容や学習活動の量的・質的充実が図られたこと
 - ・ 思考力、判断力、表現力の育成を目指す学習活動等の充実
 - ・ 教育内容や学習活動の量的・質的充実への対応のため、小中学校の教員の連携の推進
- ③ 発達の早期化に関わる現象が見られること
 - ・ 成長段階に応じた学年の区切りを柔軟に設け、中学校への接続を円滑化
- ④ 「中1ギャップ」へ対応すること
 - ・ 新しい環境での学習や生活に不適應を来す、「中1ギャップ」の緩和
- ⑤ 社会性育成機能の強化が必要であること
 - ・ 家族構成、地域コミュニティの変化により、大人と子供の触れ合う機会が減少
 - ・ 小中学校が小規模化し、十分な集団規模が確保できず教育上の課題が顕在化
- ⑥ 学校現場の課題が多様化・複雑化していること
 - ・ 複雑な家庭環境、家庭の教育力の低下、特別な支援を要する児童生徒の増加
 - ・ 不登校や暴力行為など生徒指導上の問題の増加

(3) 行田市に見られる学校教育上の課題

- ① 「中一ギャップ」について
 - ・ 小学校から中学校に進学する段階において、不登校の児童生徒の割合が増加傾向にあります。
 - ・ 中学校へ進学する児童は、入学後、学級や部活動における人間関係等の変化が大きく、新しい環境や生活への不適應を来す可能性があります。
- ② 学力向上について
 - ・ 学力・学習状況調査の結果をみると、学習指導の系統性が必要です。
 - ・ 学習意欲や自己肯定感については、学年が上がると減少する傾向にあります。
 - ・ 読解力に課題があり、問題を読み取って解く力が弱い傾向にあります。

③ 学校規模について

- ・ 小規模化が進んでおり、十分な集団規模が確保できない状況にあります。
(複式学級の設置、学校行事の縮小、部活動の廃止(他校と合同)など)
- ・ 小規模化により、教職員にかかる負担が増し、子供に寄り添う時間が不足している状況にあります。

(4) 行田市が推進する小中一貫教育

本市において、平成28年から現在までに4中学校区が小中連携教育についての研究に取り組んでおり、これまでの実践の成果を生かし、進めてまいります。

市内の中学校区において、義務教育9年間を見通した系統的な教育を推進します。

- ・ 小中学校9年間を見通したカリキュラムを基にした 「たてのつながり」
- ・ 小中学校のある学区内の地域全体で教育を実践する 「よこのつながり」

① 小中一貫教育を推進する目的

- ・ 本市の教育の質を高め、教育に関する諸課題の解決を図ります。
- ・ 小中学校の教職員の意識と授業力及び生徒指導力を高めます。
- ・ 学校と地域社会との一体感を深め、つながりを強化します。

② 小中一貫教育で目指すもの

- ・ 9年間を見通した連続性のある一貫した学習指導を行い、学力や学習意欲の向上を目指します。
- ・ 道徳教育及び人権教育を充実させ、豊かな人間性や社会性を育みます。
- ・ 健康教育やスポーツ活動等を通して、心と身体の健康に対する意識や体力の向上を目指します。
- ・ 子供たちが「ふるさと行田」のよさを学び、郷土に誇りをもつ態度を養います。

③ 小中一貫教育の進め方

○中学校区ごとの主な取組 「たてのつながり」

- ・ 中学校が中心となり、校区内の小中学校を一つのまとまりとします。
- ・ 目指す子供像を児童生徒、保護者、教職員で共有します。
- ・ 課題解決に向けた目標を設定し、系統性のあるカリキュラムを作成します。
- ・ 小学校高学年での専科授業の導入等、9年間の区切りを工夫した取組を導入します。
- ・ 人的な配慮により、教員同士が相互に行き来し授業が実践できる体制を整えます。


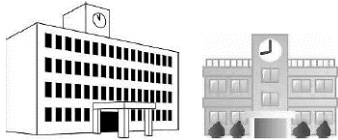
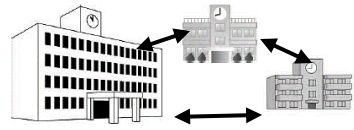
○地域と関連した主な取組 「よこのつながり」

- ・ 学校応援団、学校運営協議会の組織を生かし、学校と地域との結びつきをより強くします。
- ・ 中学校を核とし、校区内の地域が一堂に会する取組を実施します。

○小中一貫教育の周知

- ・ 組織やカリキュラムなどをホームページや通信で公開します。
- ・ 学校の施設、設備を公開し、児童生徒や教職員の様子を参観していただきます。
- ・ 地域での活動を地域の方とともにいき、その様子を広く周知します。

(5) 小中一貫教育の施設形態

	特徴	校舎	校長	行事	交流	イメージ
施設一体型	小・中学校が、一体の校舎に設置。9学年の子供たちが一緒に生活する。	同一	1人 ※義務教育学校の場合	合同開催が実施可能	常に可能	 ※義務教育学校（一体型）
施設隣接型	小・中学校が、隣接した敷地に立地。子供たちはそれぞれの校舎で生活する。	隣接	学校数	合同開催が実施しやすい	容易	
施設分離型	小・中学校が、離れている。子供たちはそれぞれの校舎で生活する。	分離	学校数	合同開催は実施しにくい	不便	

(6) 義務教育学校とは

国は、学校教育法の一部を改正し、義務教育学校を創設しました。

- ① 目的 心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すこと
- ② 修業年限 9年とし、前期6年の前期課程及び後期3年の後期課程に区分する学年の区切りは、「4・3・2制」や「5・4制」などが可能
- ③ 校長の数 1人
- ④ 教職員関係 小学校と中学校の免許状の併用を原則とする（当分の間は例外あり）
- ⑤ 施設形態 施設一体型または施設分離型

5 学校の適正規模を目指す学校再編

(1) 現在の小中学校の規模

各小・中学校の学校規模を通常学級の学級数別に、下記の表にそれぞれ示しました。2018年度現在、小学校が3学級から18学級、中学校では5学級から15学級と、学校間で学級数に大きな開きが生じています。

なお、2018年度現在、小学校2校に複式学級(※)が生じており、2023年度には、4校となることが予想されます。

※ 複式学級：複数の学年を1つにした学級のこと。小学校の場合、2つ以上の学年を合わせても16人以下となる場合に複式学級を編制（ただし、1年生を含む時は8人以下）し、中学校の場合は、2つ以上の学年を合わせても8人以下となる場合に複式学級を編制する。

○ 各小学校の規模

学級数	2018年度(現在)		2023年度(5年後)	
過小規模校 (5以下)	2校	北河原(3)、須加(5)	4校	北河原(3)、須加(4) 太田東・星宮(5)
小規模校 (6～11)	7校	荒木・星宮・太田東・下忍 南河原(6)、桜ヶ丘(9) 太田西(11)	7校	荒木・下忍・南河原(6) 桜ヶ丘(8) 埼玉・太田西(10)、南(11)
適正規模校 (12以上)	7校	東・南・埼玉(12) 中央・北(13) 泉(17)、西(18)	5校	東・中央・北(12) 泉(15)、西(17)

※ ()内の学級数は、特別支援学級を除く

○ 各中学校の規模

学級数	2018年度(現在)		2023年度(5年後)	
小規模校 (3～11)	5校	見沼・南河原(5) 太田・埼玉(6)、行田(9)	6校	南河原(3)、見沼(4) 埼玉・太田(6) 忍・行田(9)
適正規模校 (12以上)	3校	忍(12)、西(13) 長野(15)	2校	長野(12)、西(14)

※ ()内の学級数は、特別支援学級を除く

(2) 学校の小規模化に伴う課題

小・中学校の小規模化は、学校運営や教育活動に様々な影響を及ぼすとされています。具体的には児童生徒一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行える反面、教職員の配置の課題、児童生徒数が少ないことによる学習や学校生活における影響が考えられます。

なお、複式学級では、直接指導と間接指導（子どもたちのみで学習を進めること）を組み合わせ授業を行うことが通常ですが、本市においては、非常勤講師を配置することにより

間接指導を回避しています。しかしながら、柔軟に年間指導計画が組めない、教材の組み立てが困難、教員の研修等の時間確保が困難である等の課題が生じることも考えられます。

○ 学校の小規模化による課題

学校運営面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経験、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置が困難である。 ・ 運動会や文化祭などの学校行事、体育の球技や音楽の合唱等の集団学習に制約が生じやすい。 ・ 班活動やグループ活動に制約が生じやすい。 ・ クラス同士が切磋琢磨する教育活動が困難である。 ・ 多様な指導方法をとることが困難である。 ・ 教職員1人当たりの事務や行事に関わる分担が多くなる。 ・ 教職員が出張や年休等で不在となる場合の補充が困難である。 ・ クラブ活動や部活動の指導者の確保が困難である。 ・ P T A活動等での保護者の負担が大きくなりやすい。
児童生徒の学習・生活	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。 ・ 集団の中で自己主張することや他者とコミュニケーションをとる機会が少ない。 ・ 切磋琢磨する環境が不足しがちであり意欲が引き出されにくい。 ・ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れる学習の機会が少ない。 ・ 特定の児童生徒の考え方にクラス全体が引っ張られやすい。 ・ クラブ活動や部活動の種類が限定される。 ・ 1学級における男女比の偏りが生じやすい。 ・ 進学等の際に大きな集団へ不適應を来す可能性がある。 ・ 学習や進路選択の模範となる先輩の数が少ない。

(3) 適正規模・適正配置の基本的な考え方

① 適正規模・適正配置の基本的な考え方

ア 多様な人間関係を育むための学習集団を構成できる規模であること。

このことにより、集団の中でルールを学び、社会性を高めるとともに、自らの個性や学力、体力を伸ばさせることが期待できます。

イ クラブ活動や部活動等において多様な選択ができる規模であること。

このことにより、希望に応じた活動の保障や、互いに高め合う効果が期待できます。

ウ 一定の教員数の確保が可能な規模であること。

このことにより、教員相互の研修や事務分担の適正化を図ることができます。

エ 学校の配置に当たっては、児童生徒の通学距離を考慮すること。

なお、学校再編成に伴う通学区域の変更は、通学距離の延長に伴い教育条件が不利になる可能性もあることから、児童生徒の負担面、安全面に考慮した適切な通学条件や通学手段を確保する必要があります。

② 適正規模・適正配置の基準

上記の基本的な考え方を踏まえ、本市における学校の適正規模・適正配置の基準を次の

とおりとします。

<適正規模の基準>

【小学校の規模】 12学級から18学級

多様な人間関係を築くことのできるクラス替えが可能である、1学年2学級以上が望ましい。

【中学校の規模】 9学級から15学級

多様な人間関係を築くことのできるクラス替えが可能であるとともに部活動の活性化を促し、教科担当制の充実と学習集団の弾力的な編制等の教員確保が可能となる、1学年3学級以上が望ましい。

<適正配置の基準>

① 小学校の通学距離 概ね4km以内

② 中学校の通学距離 概ね6km以内 ※通学距離は自宅から学校までの片道の距離
ただし、学校再編成等により基準とする通学距離を超える場合は、スクールバスを導入する。

※ 上記基準により、将来的な適正学校数は、小学校7校、中学校4校とします。

(4) 適正規模化を行う上での留意点

① 通学路の安全確保

学校の再編成や新設によって徒歩や自転車での通学距離が長くなる場合には、保護者や地域等と協議を行い、通学路の安全確保について対応します。

また、徒歩による通学が困難であると判断される場合には、スクールバスを導入します。

② 児童生徒への配慮

学校再編成による児童生徒の精神的負担を最小限に抑え、学習等活動に影響が出ないように、また、新たな人間関係を構築できるよう十分配慮します。

③ 保護者や地域等との連携

より良い学習環境の実現や義務教育のための教育的観点だけでなく、地域コミュニティの核としての学校の役割を踏まえ、学校と地域とのつながりや学校が持つ多様な機能について、保護者や学校運営協議会との協議を行い、また、未就学児の保護者等にも情報を提供します。

④ 市長部局との緊密な連携

学校再編成を進めるに当たっては、施設整備をはじめ、安全で快適な学校づくりのための財政負担を伴うことが考えられることから、市長部局とも緊密な連携を図ります。

⑤ 行田市公共施設等総合管理計画との関係

学校の再編成により閉校となる校舎等の施設については、「行田市公共施設等総合管理計画」の推進方針に基づき、処分や活用を検討することとなります。

その際には、施設の有効活用を図る観点から、地域ニーズに即した利用や複合化にも配慮します。

6 まちづくりとしての学校再編

(1) 学校施設の役割

学校施設は、単に学習の場を提供するためのものではなく、児童生徒の成長と発達に深く関わっており、豊かな人間性を育む環境として大切な役割を担っています。

そのため、多様な学習内容・学習形態や社会情勢の変化に対応することができる施設設備を整備するとともに、安全性が高く、児童生徒が安心して過ごせるような施設環境を確保し、環境に配慮した整備を行うことが重要です。

また、教育水準の維持・向上を図るためには、教育環境の継続的な整備・改善を行う必要があります。学校の再編にあたっては、このような点を重視して進めていきます。

(2) 学校施設跡地の活用

学校再編・再配置などにより使用しなくなった学校施設や土地の活用については、市民共通の貴重な財産としての認識に立ち、公共施設としての利用や整備など、市全体のまちづくりの視点から、全庁体制でより効率的な方法を多面的に検討していきます。

また、学校がこれまで地域コミュニティの拠点として役割を担ってきたことや、地域の防災拠点でもあることから、地域の方々の活動の場としての利用など、地域の活性化・発展のために有効な活用方法についても検討していきます。

なお、主な活用方法の例は、次のとおりです。

教育目的の公共施設として

公民館・ふれあい図書館・適応指導教室・発達支援センター
スポーツ広場・屋内運動場 など

教育外目的の公共施設として

防災拠点施設・特産品展示施設・市の情報及び観光案内所
健康づくり教室・検診会場・音楽ホール など

地域コミュニティの施設として

地域の祭り・子ども会や育成会の活動・自治会等の催し
講演会・映画会 など

子育て支援・福祉分野として

民間等による障がい者・高齢者などの福祉施設・ギャラリー
学童保育室・放課後子ども教室 など

(3) 公共施設マネジメント計画（平成31年策定）・長寿命化対策

学校施設は、児童生徒の安全環境の確保及び地域コミュニティや防災拠点であることから、これまで優先的に整備を進め、校舎の耐震化、各教室のエアコン設置、トイレ改修が平成29年度までに終了しています。また、経年劣化や老朽化、機能低下への対応として屋上の防水や外壁改修など長寿命化対策も講じてきています。現在、建物の償却年限等を踏まえ、公共施設マネジメント計画も進んでおり、教育内容や方法に応じた適正な管理運営を進めるとともに、全市的な視野に立った計画や要請に応じた整備を図っていきます。

7 特色ある学校としての学校再編

(1) 地域のよさを生かした魅力ある学校づくり

特色ある学校教育を進めるにあたっては、地域の自然・歴史・文化や施設・団体など、地域の豊かな教育資源や人材を生かし、学習指導や生徒指導を創意工夫していくことが求められます。特に、感動体験や交流活動を取り入れていくことで、より地域に根ざした教育が展開され、地域に愛され、支えられた特色ある学校づくりが推進されます。

行田市教育委員会では、市総合振興計画「Ⅲ-6-2-2 魅力ある教育環境づくりの推進」の施策として、「地域との交流」や「ふるさと教育の充実」を掲げ、各学校が地域と連携した特色ある教育活動を展開するために、「寺子屋事業」（未来の行田を担う子供育成事業・元氣な行田をつくる地域連携推進事業）を推進し、郷土芸能や文化継承に係る活動、豊かな体験学習、地域の英知にふれる交流活動等に取り組んできました。

さらに、平成29年には、「和装文化の足元を支え続ける足袋蔵のまち行田」として、足袋産業や足袋蔵の街並み等のストーリー性が日本遺産に認定されました。それを受け小学校社会科副読本「わたしのまち行田」の別冊として「足袋のまち行田」を編集し学習の充実を図っています。小学3年生全員がマイ足袋づくりを行う体験学習も導入しました。

今後、学校の再編にあたっては、学校や地域の実態に合わせた特色ある取組を大事にし、地域と連携した地域づくり・魅力ある学校づくりを推進していきます。

<寺子屋事業の例>

獅子舞体験・伝統文化体験・昔の暮らしや遊び体験・米作り体験・行田の文化や歴史を知る・福祉体験・ピオトープで観察・フライ作りにチャレンジ・芸術鑑賞会 など

(2) 地域とともにある学校を目指す「学校運営協議会」

子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生等の動向からも、学校と地域との連携・協働の重要性が指摘されています。

市総合振興計画でも「分担・連携・協働」によるまちづくりが目指されており、子供たちの豊かな成長や課題の解決のためには、社会総がかりでの教育の実現が求められています。

そこで、平成29年度より「学校運営協議会制度」を導入し、学校、保護者、地域住民等の連携・協働を一層強化し、「地域でどのような子供たちを育てるのか」「何を実現していくのか」という目標やビジョンを共有しながら、力を合わせ学校運営に取り組んでいます。

保護者や地域住民等が当事者意識や責任感をもって、積極的に学校教育に携わることにより、多くの大人の専門性や地域の力を生かした、特色ある教育活動が進められています。

学校の再編にあたっては、子供たちの未来を託す学校の在り方について、学校運営協議会で熟議を重ね、連携と協働のもと、「地域と共にある学校づくり」を実現していきます。

<学校運営協議会の議題例>

・地域施設と連携した家庭教育のあり方 ・地域安全見守り ・外来種の害虫対策
・放課後子ども教室の開設 ・学校の草木の環境整備 ・スマホ、LINEの課題 など

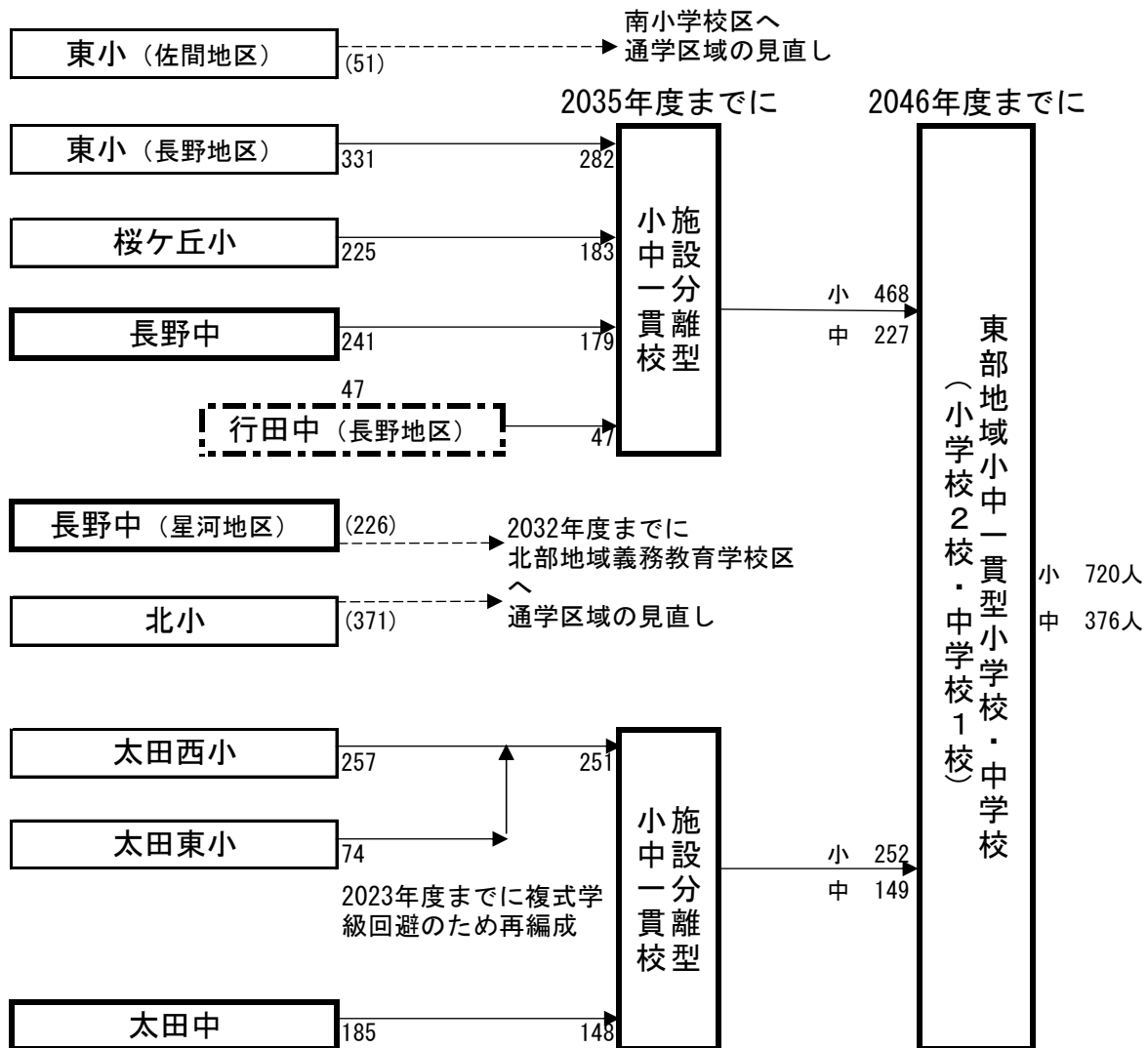
8 具体的な適正規模・適正配置

(1) 各地域の再編成

学校の適正規模や適正配置の基準を原則とし、市内全体を4つの地域に分けて、将来的に次のように再編成してまいります。

なお、この計画は、児童生徒数の推移などの社会環境の変化に応じて、定期的な検証・見直しを行うとともに、再編成する場合には周辺地域を含め通学区域の見直しを検討するものとします。

東部地域適正規模・配置



東小 (建替え年度 2035年度)

適正学級数である1学年2学級以上の維持が見込まれる。施設建替え年度の2035年度までに、行田中学校区(佐間地区)は、南小学校区へ通学区域の見直しを行い、既存の施設を利用し、桜ヶ丘小、長野中と施設分離型の小中一貫校を設置する。

その後、長野中学校の施設建替え年度である2046年度までに、太田地区の小中一貫校と再編成、東部地域小中一貫校の設立を検討する。

桜ヶ丘小（建替え年度 2051年度）

すでに、適正学級数である1学年2学級以上の維持ができず小規模校である。東小学校の施設建替え年度の2035年度までに、既存の学校施設を利用し、東小、長野中と施設分離型の小中一貫校を設置する。

その後、長野中学校の施設建替え年度である2046年度までに、太田地区の小中一貫校と再編成、東部地域小中一貫校の設立を検討する。

長野中（建替え年度 2046年度）

適正学級数である1学年4学級以上の維持が見込まれる。2032年度の北部地域義務教育学校の設立時に星河地区を分離するとともに、東小学校の施設建替え年度の2035年度までに、行田中学校区の長野地区を受け入れ、既存の施設を利用し、東小、桜ヶ丘小と施設分離型の小中一貫校を設置する。

その後、長野中学校の施設建替え年度である2046年度までに、太田地区の小中一貫校と再編成、東部地域小中一貫校の設立を検討する。

太田西小（建替え年度 2043年度）

すでに、適正学級数である1学年2学級以上の維持ができず小規模学校である。児童数の状況をみながら太田東小の複式学級を回避するため、太田東小と再編成する。また、太田東小、太田中と、既存の施設を利用し、施設分離型の小中一貫校を設置する。

その後、長野中学校の施設建替え年度である2046年度までに、長野地区の小中一貫校と再編成、東部地域小中一貫校の設立を検討する。

太田東小（建替え年度 2053年度）

すでに、適正学級数である1学年2学級以上の維持ができず小規模学校であり、2023年度には複式学級が生じ、過小規模校になる見込みである。児童数の状況をみながら複式学級を回避するため、太田西小と再編成する。また、太田西小、太田中と、既存の学校施設を利用し、施設分離型の小中一貫校を設置する。

その後、長野中学校の施設建替え年度である2046年度までに、長野地区の小中一貫校と再編成、東部地域小中一貫校の設立を検討する。

太田中（建替え年度 2051年度）

すでに、適正学級数である1学年4学級以上の維持ができず小規模学校である。太田西小、太田東小の再編成に合わせ、施設分離型の小中一貫校を設置する。

その後、長野中学校の施設建替え年度である2046年度までに、長野地区の小中一貫校と再編成、東部地域小中一貫校の設立を検討する。

長野中学校区小中一貫校

東小、桜ヶ丘小、長野中の3校で、既存の校舎を利用し、小中一貫校を設立する。設立年度は、建替え年度が最も早い東小を基準として設定する。

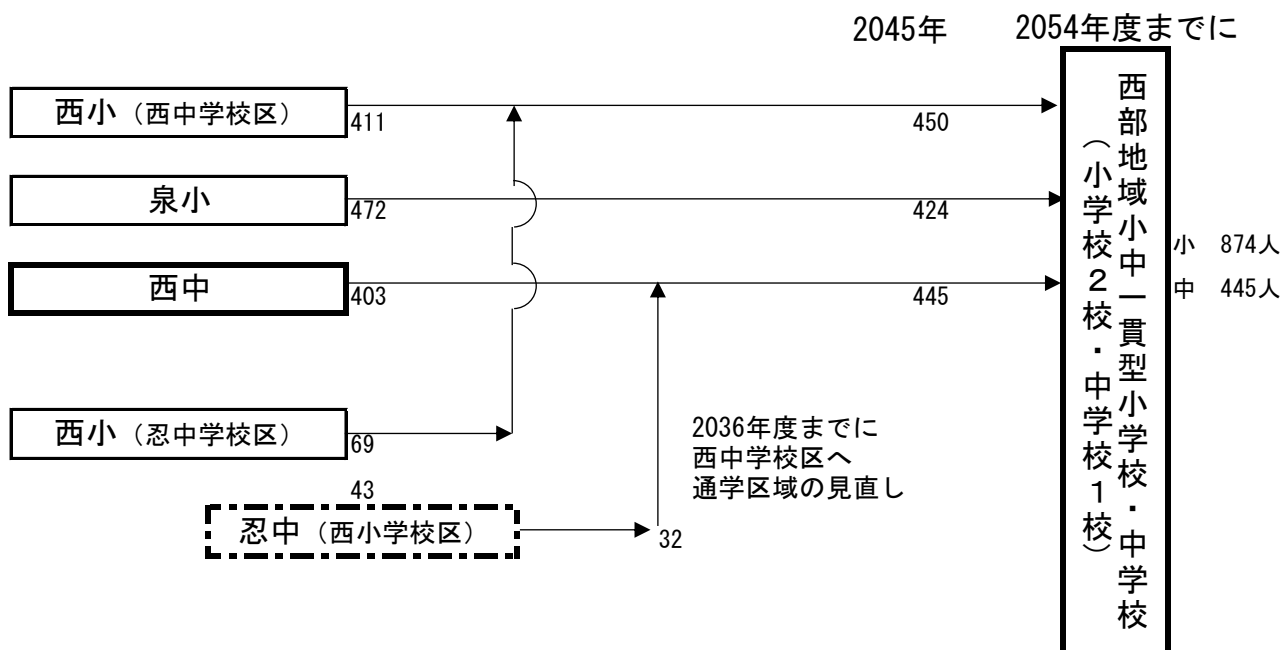
太田中学校区小中一貫校

太田西小、太田東小を再編成した後、太田中と、既存の校舎を利用し、施設分離型小中一貫校とする。

東部地域小中一貫校

建替え年度が早い長野中を基準として設立年度を設定する。既存の施設を利用する方針の上、他の地域の小中一貫校、義務教育学校の設立を考慮して新設・増設も含め検討する。

西部地域適正規模・配置



西小 (建替え年度 2036年度)

適正学級数である1学年2学級以上の維持が見込まれる。忍中学校区(持田地区)については、西小の建替えに合わせて西中学校区へ通学区域の見直しを行い、泉小、西中と施設分離型の小中一貫校を設立する。

なお、施設の建替えに際しては、児童の推移、小中一貫校への移行、泉小との再編成等を考慮して検討する。

泉小 (建替え年度 2050年度)

適正学級数である1学年2学級以上の維持が見込まれる。児童の推移に合わせて、西小、西中と施設分離型の小中一貫校を設立する。

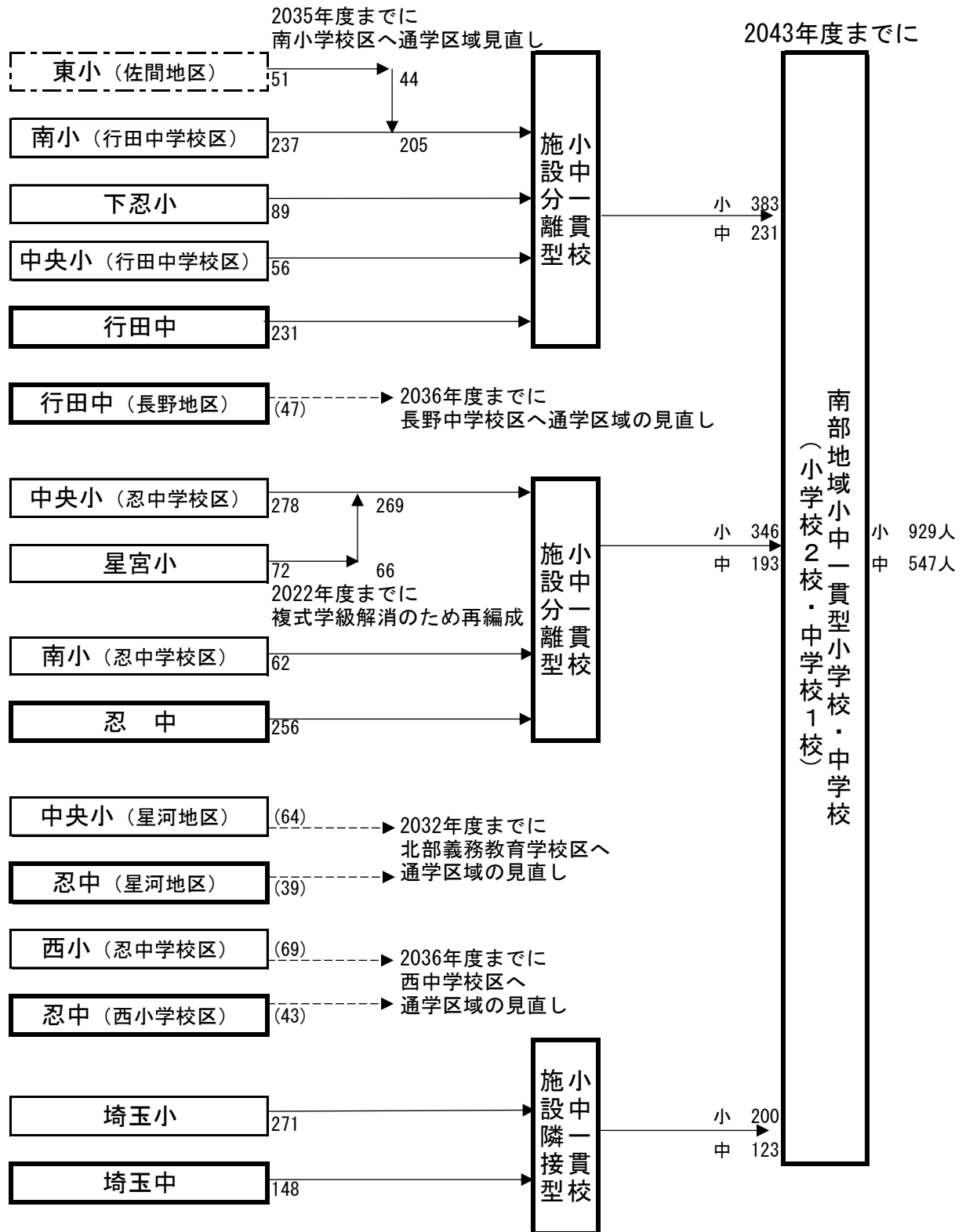
西中 (建替え年度 2054年度)

適正学級数である1学年4学級以上の維持が見込まれる。西小、泉小と施設分離型の小中一貫校を設置する。

西部地域小中一貫校

3校で適正学級数の維持が見込まれるため、社会状況を鑑み、施設分離型の小中一貫校として設置する。

南部地域適正規模・配置



東小（建替え年度 2035年度）

適正学級数である1学年2学級以上の維持が見込まれる。現行田中学校区（佐間地区）については、建替え年度である2035年度までに南小への編入を検討する。

南小（建替え年度 2045年度）

適正学級数である1学年2学級以上の維持ができず小規模学校になる見込みである。東小の行田中学校区（旭町の一部、向町の一部、緑町の一部）は、東小の建替え年度である2035年度までに、南小学校区へ通学区域の見直しを行う。下忍小、行田中と施設分離型の小中一貫校を設置する。

その後、行田中学校区小中一貫校、忍中学校区小中一貫校及び埼玉中学校小中一貫校について、児童生徒数の状況及び学校施設の更新時期等に応じ、南部地域小中一貫校の設立を検討する。

下忍小（建替え年度 2055年度）

すでに、適正学級数である1学年2学級以上の維持ができず小規模学校である。南小、行田中と施設分離型の小中一貫校を設置する。

その後、行田中学校区小中一貫校、忍中学校区小中一貫校及び埼玉中学校小中一貫校について、児童生徒数の状況及び学校施設の更新時期等に応じ、南部地域小中一貫校の設立を検討する。

行田中（建替え年度 2043年度）

すでに、適正学級数である1学年4学級以上の維持ができず小規模学校である。南小、下忍小と施設分離型の小中一貫校を設置する。

その後、行田中学校区小中一貫校、忍中学校区小中一貫校及び埼玉中学校小中一貫校について、児童生徒数の状況及び学校施設の更新時期等に応じ、南部地域小中一貫校の設立を検討する。

中央小（建替え年度 2042年度）

適正学級数である1学年2学級以上の維持が見込まれる。星宮小の複式学級解消のため、2022年度までに星宮小と再編成し、忍中と施設分離型の小中一貫校を設置する。

その後、行田中学校区小中一貫校、忍中学校区小中一貫校及び埼玉中学校小中一貫校について、児童生徒数の状況及び学校施設の更新時期等に応じ、南部地域小中一貫校の設立を検討する。

星宮小（建替え年度 2053年度）

すでに、適正学級数である1学年2学級以上の維持ができず小規模校であり、2021年度には複式学級が生じ、過小規模校になる見込みである。児童数の状況をみながら複式学級を解消するため、中央小学校と再編成し、忍中と施設分離型の小中一貫校を設置する。

その後、行田中学校区小中一貫校、忍中学校区小中一貫校及び埼玉中学校小中一貫校について、児童生徒数の状況及び学校施設の更新時期等に応じ、南部地域小中一貫校の設立を検討する。

忍中（建替え年度 2047年度）

適正学級数である1学年4学級以上の維持ができず小規模校になる見込みである。中央小と施設分離型の小中一貫校を設置する。

その後、行田中学校区小中一貫校、忍中学校区小中一貫校及び埼玉中学校小中一貫校について、児童生徒数の状況及び学校施設の更新時期等に応じ、南部地域小中一貫校の設立を検討する。

埼玉小（建替え年度 2043年度）

適正学級数である1学年2学級以上の維持ができず小規模校になる見込みである。埼玉中と施設隣接型の小中一貫校を設置する。

その後、行田中学校区小中一貫校、忍中学校区小中一貫校及び埼玉中学校小中一貫校について、児童生徒数の状況及び学校施設の更新時期等に応じ、南部地域小中一貫校の設立を検討する。

埼玉中（建替え年度 2052年度）

すでに、適正学級数である1学年4学級以上の維持ができず小規模学校である。埼玉小と施設隣接型の小中一貫校を設置する。

その後、行田中学校区小中一貫校、忍中学校区小中一貫校及び埼玉中学校小中一貫校について、児童生徒数の状況及び学校施設の更新時期等に応じ、南部地域小中一貫校の設立を検討する。

行田中学校区小中一貫校

南小、下忍小、行田中の3校により、既存の校舎を利用し、小中一貫校を設立する。（将来的に、行田中学校区、忍中学校区、埼玉中学区は再編成を予定しているため、この3学校区において、共同授業などを行うとともに、情報の共有を図るものとする。）

忍中学校区小中一貫校

中央小、星宮小、忍中の3校により、既存の校舎を利用し、小中一貫校を設立する。（将来的に、行田中学校区、忍中学校区、埼玉中学区は再編成を予定しているため、この3学校区において、共同授業などを行うとともに、情報の共有を図るものとする。）

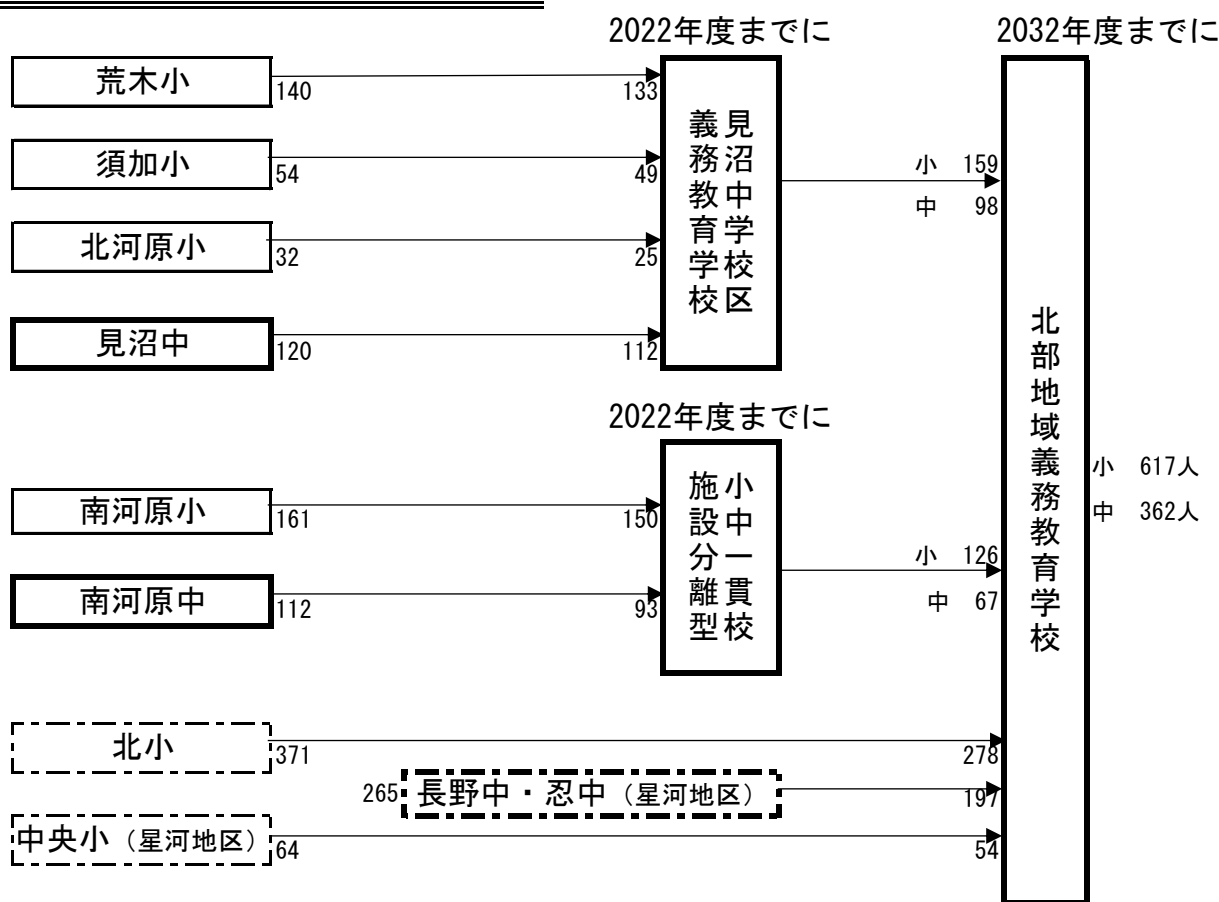
埼玉中学校区小中一貫校

埼玉小、埼玉中の2校により、既存の校舎を利用し、小中一貫校を設立する。（将来的に、行田中学校区、忍中学校区、埼玉中学区は再編成を予定しているため、この3学校区において、共同授業などを行うとともに、情報の共有を図るものとする。）

南部地域小中一貫校

建替え年度が早い行田中を基準として設立年度を設定する。既存の施設を利用する方針の上、他の地域の小中一貫校、義務教育学校の設立を考慮して新設・増築も含め検討する。

北部地域適正規模・配置



荒木小 (建替え年度 2055年度)

すでに、適正学級数である1学年2学級以上の維持ができず小規模校である。北河原小、須加小の複式学級を解消するため、須加小、北河原小、見沼中とともに義務教育学校を設立する。

その後、見沼中学校区義務教育学校、南河原中学校区小中一貫校、北小、中央小(星河地区)について、児童生徒数の状況及び学校施設の更新時期等に応じ北部地域義務教育学校の設立を検討する。

須加小 (建替え年度 2037年度)

すでに、複式学級が存在する過小規模校である。複式学級を解消するため、荒木小、北河原小、見沼中とともに義務教育学校を設立する。

その後、見沼中学校区義務教育学校、南河原中学校区小中一貫校、北小、中央小(星河地区)について、児童生徒数の状況及び学校施設の更新時期等に応じ北部地域義務教育学校の設立を検討する。

北河原小 (建替え年度 2054年度)

すでに、複式学級が存在する過小規模校である。複式学級を解消するため、荒木小、須加小、見沼中とともに義務教育学校を設立する。

その後、見沼中学校区義務教育学校、南河原中学校区小中一貫校、北小、中央小(星河地区)について、児童生徒数の状況及び学校施設の更新時期等に応じ北部地域義務教育学校の設立を検討する。

見沼中（建替え年度 2050年度）

すでに、適正学級数である1学年4学級以上の維持ができず小規模校である。荒木小、須加小、北河原小とともに義務教育学校を設立する。

その後、見沼中学校区義務教育学校、南河原中学校区小中一貫校、北小、中央小（星河地区）について、児童生徒数の状況及び学校施設の更新時期等に応じ北部地域義務教育学校の設立を検討する。

南河原小（建替え年度 2035年度）

すでに、適正学級数である1学年2学級以上の維持ができず小規模校である。南河原中と施設分離型の小中一貫校を設置する。

その後、見沼中学校区義務教育学校、南河原中学校区小中一貫校、北小、中央小（星河地区）について、児童生徒数の状況及び学校施設の更新時期等に応じ北部地域義務教育学校の設立を検討する。

南河原中（建替え年度 2049年度）

すでに、適正学級数である1学年4学級以上の維持ができず小規模校である。南河原小と施設分離型の小中一貫校を設置する。

その後、見沼中学校区義務教育学校、南河原中学校区小中一貫校、北小、中央小（星河地区）について、児童生徒数の状況及び学校施設の更新時期等に応じ北部地域義務教育学校の設立を検討する。

北小（建替え年度 2032年度）

適正学級数である1学年2学級以上の維持が見込まれる。北部地域義務教育学校の設立に合わせ通学区域の見直しを行い、北部地域義務教育学校を通学区とする。

中央小（建替え年度 2042年度）

適正学級数である1学年2学級以上の維持が見込まれる。星河地区については、北部地域義務教育学校の設立に合わせ通学区域の見直しを行い、北部地域義務教育学校を通学区とする。

見沼中学校区義務教育学校

荒木小、須加小、北河原小、見沼中の4校により、既存の中学校の校舎を利用したうえで、不足する施設の増設等により、義務教育学校を設立する。設立年度は、須加小、北河原小の複式学級の解消により、2022年度を設定する。

南河原中学校区小中一貫校

ICTモデル校としての特色を生かし南河原小、南河原中の2校で施設分離型の小中一貫校とする。設立年度は、見沼中学校区義務教育学校と同時期の2022年度を設定する。

北部地域義務教育学校

見沼中学校区義務教育学校、南河原中学校区小中一貫校に、北小及び中央小の一部を加え、北部地域全体の義務教育学校を設立する。建替え年度が早い北小を基準として設立年度を設定する。既存の施設を利用は困難と考えられることから新設を検討する。

○短期的課題（計画策定後5年間の計画）

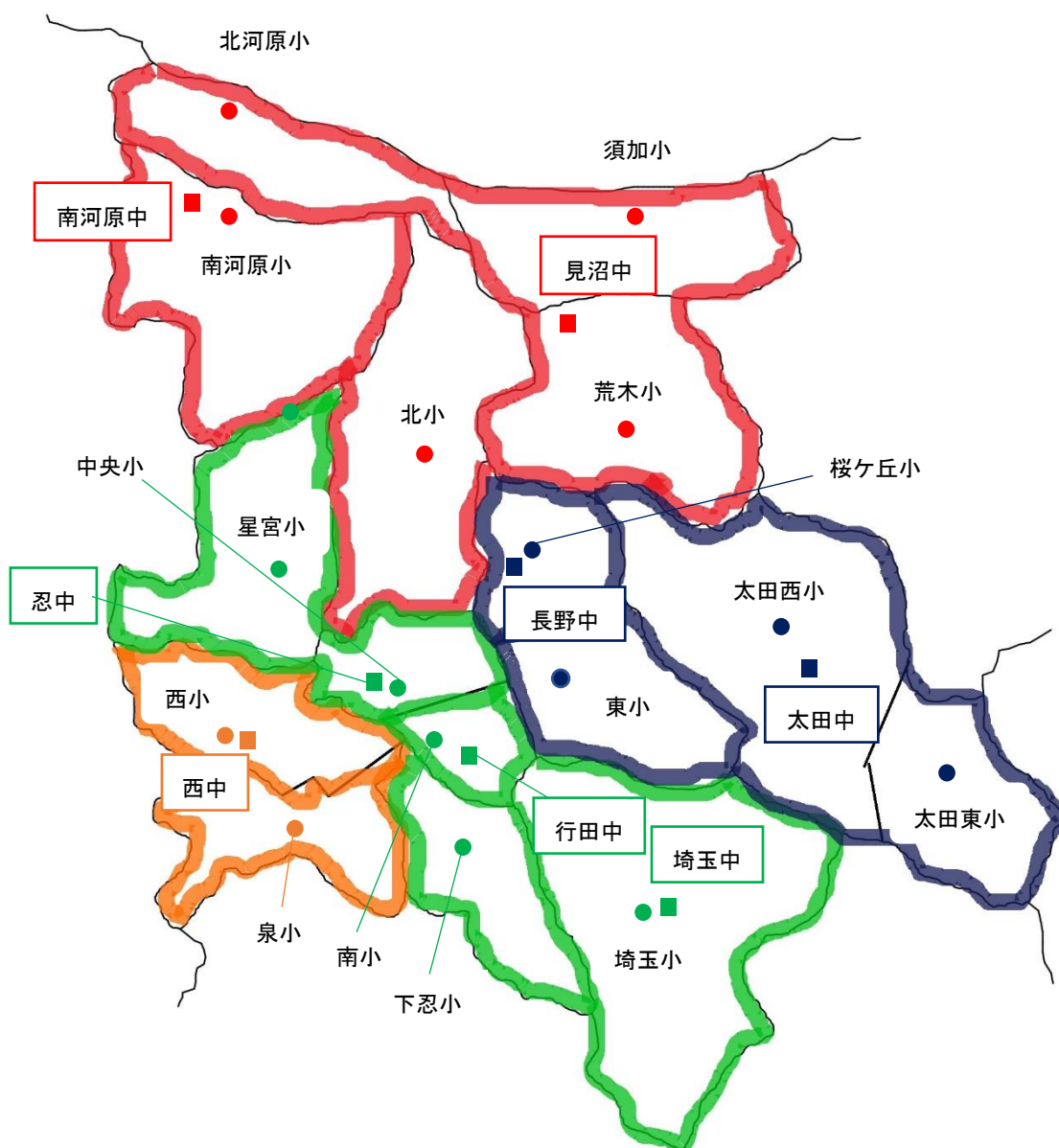
東部地域 太田西小学校と太田東小学校で再編成

南部地域 星宮小学校と中央小学校で再編成

北部地域 見沼中学校区義務教育学校

（荒木小学校、須加小学校、北河原小学校、見沼中学校で再編成）

南河原中学校を中心とした小中一貫型小学校・中学校（施設分離型）



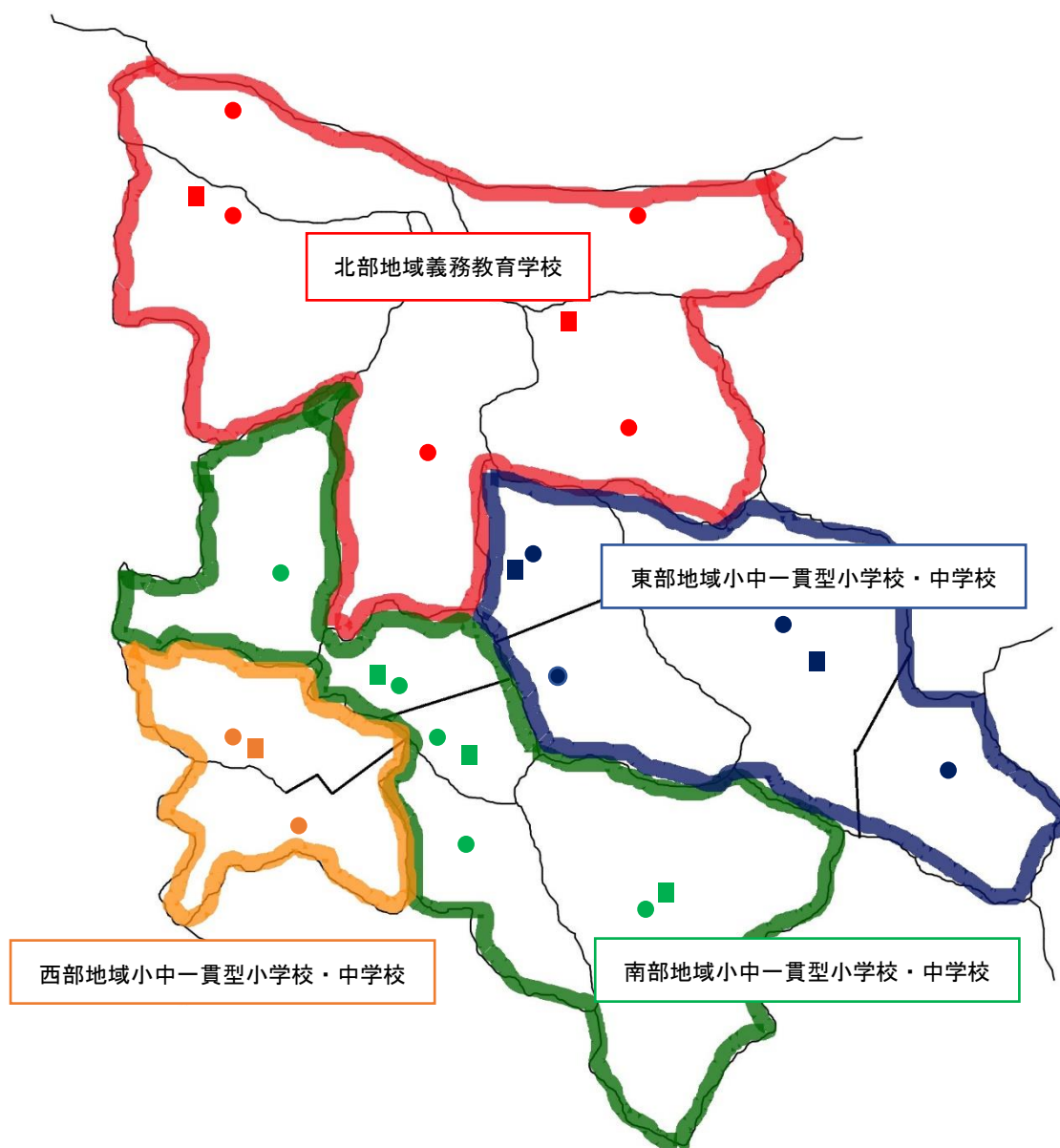
○長期的課題（計画策定後11年間以上の計画）

東部地域 東部地域小中一貫型小学校・中学校（中学校1校・小学校2校）

西部地域 西部地域小中一貫型小学校・中学校（中学校1校・小学校2校）

南部地域 南部地域小中一貫型小学校・中学校（中学校1校・小学校2校）

北部地域 北部地域義務教育学校（中学校1校・小学校1校）



(2) 学校再編成の進め方

① 学校運営に関すること

○ 校名等に関すること

- ・ 校名、校章、校旗、校歌について

再編成に際しては、対象となる現在の学校は全て閉校とします。

新たな学校として設置することから、校名は公募し、校章、校旗、校歌については新たに決定・作成します。

- ・ 開校・閉校事業等について

再編成該当校では閉校式を、新たな学校では開校式を実施します。

閉校となる学校の軌跡・歴史の継承に努めます。

○ 学校施設の整備に関すること

新たな学校は、原則、既存の学校を使用することとし、不足する教室、設備等の増設を行います。

ただし、校舎の耐用年数などの更新時期に際しては、社会情勢や児童生徒数を勘案した上で、新設を含め検討します。

○ 再編成までの学習環境の確保に関すること

過小規模校の学習環境確保のため、該当学校間の合同学習や交流事業を実施します。その際、児童生徒の移動手段を確保します。

○ 通学に関すること

通学区域が拡大されることから、児童生徒の登下校時の安心安全を確保することとします。

小学校においては、徒歩での通学とし、通学距離が概ね2.5kmを超える区域には、スクールバスを導入します。スクールバスの運行は、停留所方式とします。

中学校においては、原則、徒歩か自転車での通学とします。

また、現在、自治会や地区が分割されている通学区域については、見直しを行います。

○ 児童生徒の心の配慮に関すること

児童生徒の不安、悩みを解消するため、再編成前後に相談員を配置します。

○ 制服・体操着等に関すること

デザイン等について新たに決定することとします。

なお、保護者に経済的な負担が生じないように、在校生は、既存のものを使用することも可能とします。

○ 学校に関連する組織について

P T Aや学校応援団等、学校に関連する組織の構築を支援します。

② 再編成後の新たな学校と地域との連携等に関すること

○ 学校運営協議会等との連携・協働について

地域間の格差が生じないように再編成前の地域から幅広く委員等を選出し、それぞれの地域の特色を新たな学校づくりに生かします。

- 放課後子ども教室について
再編成する学校のいずれかで、放課後子ども教室を実施している場合は、再編成後の学校においても継続して実施します。
- 学童保育室について
学童保育利用者の把握を行い、規模に応じて設置を担当部署と検討します。
- 学校施設跡地の活用に関すること
地域コミュニティ及び防災拠点であることから、地域の方々の活動の場としての活用を最優先し、地域及び市全体の活性化・発展のために有効な活用方法を市全体で検討します。

③ 計画の周知と実現の手順

- 市民への情報提供について
行田市公立学校通学区域等審議会での検討内容や再編成計画の進捗状況等については、市のホームページなどを通じて、積極的に保護者、市民へ情報提供を行います。
- 説明会の実施
本計画については、保護者や地域の方々に対して、説明会を実施します。
- 検討組織について
新たな学校の開校に必要な検討事項を協議するため、再編成後の学校区による地域合同の検討組織を設置します。
協議の内容は、広報誌等を作成し自治会回覧などにより地域の方々に広く情報提供します。